

ZENKOKU 青税連

1992・7・30

この一年をふりかえって

市民講座・名古屋青年税理士連盟

業務改善を考える

No.95

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03(3354)4162

発行人 会長 素谷 幸男 編集人 広報部長 岸 生子

No.95 CONTENTS 1992.7

この一年をふりかえって

- 青税は、楽しく、役に立つ 会長 素谷 幸男 3
 この一年間をふりかえって 総務部長 勝又 和彦 4

「監査基準及び準則」の改訂が中小会社の監査問題に与える影響

- 商法対策委員会委員長 前本 和憲 5 ~ 6

活動報告

- フラハティ教授訪日記念講演会 6

税理士会員権停止無効確認訴訟勉強会

- 争訟対策委員会委員長 上田 輝夫 7 ~ 8

- 市民講座 名古屋青年税理士連盟 会長 後藤 純志 8 ~ 10

オーストラリア視察旅行にあたって

- 視察団事務局長 平野 信吾 11

- 業務改善を考える 業務改善委員会委員長 我妻 憲利 12 ~ 15
 広報部長 岸 生子

個人会員が全青に期待すること

- 個人会員 (山形) 池田 孝司 15 ~ 16

編集後記——ありがとうございました——

- 広報部長 岸 生子 16

青税は、楽しく、役に立つ

会長 粕 谷 幸 男

青税の活力は

昨年の仙台大会で会長に就任し、早や1年が過ぎようとしている。この1年を振り返ると、なかなかスリルに満ち、会長みよりに尽きる経験もさせていただいた。ボランティア団体の長でなければ味わえないことであったとは思うが。ところで、青税は、ボランティア。何か政治的な意図を目的としているとか、他団体の影響を受けて活動をしているとか、一切ない。何の報酬も勲章もある訳がないのに、青税を何のために一生懸命やっているのか、不思議に思う向きがあろう。ある時会員から何か意図があるだろう、そうに違いないと真顔で主張されたことにビックリもしたし、アキレもした。私に意図があるとしたら、自分らの次の世代の人達に、自分らの子供に誇れる職業にしたいという一念である。今になると、私たちの先輩方も同じであったんだと思う。だからこそ、毎年全青税の執行部のメンバーが入れかわっても、活力の生命を失っていない。

青税会員で良かったこと

青税の会員で良かったことは、「自分の職業に誇りを持つ」「税務署に対してもおじせずに主張する」「顧問先に誠意をつくす」「勉強する」「ノウハウを交換する」「税理士像を構想する」ことなどを会員同士で議論したり討論出来たことである。親睦と勉強だけでは、税理士はこと足りない。税理士は顧問先に対して、その持てる能力と知識を駆使してあたらねばならない。自分の職業を構想したり、改革しようとすることは、顧問先の経営や組織を改善することと相通する。青税活動を一生懸命やっていても、親睦や勉強だけの税理士さんに遅れをとらないし、かえって、株式会社や有限会社の会社としての組織法に基づく運営のノウハウを蓄積するのに役立つ。人に青税の会長になつてほしいから、役員になつてほしいから、青税をやめてほしくないからと言っているのではなく。このことは、青税に対しだいでいる気持を率直に言っているにすぎない。

税理士制度は

今執行部では「自由業」の立場に立って税理士法改正意見を取りまとめた。自由業とは次のような責務を持たねばならない。「自主性、自己責任、誠実、秘密保持、職業に反する宣伝の放棄」である。税理士法における重要課題は、「使命、業務、資格、自主権、権利義務、法人化」であろうが、「士業同士の提携」、「賠償保険の充実」、「税理士会情報の公開」、「教育政策」、等々まだ未検討の課題がある。将来を見据えての税理士像を語ることは、ロマンと希望を内包していると思う。

不動産コンサルティングは

7月2日「不動産コンサルティング」に関する大臣告示がおこなわれた。この告示は、日税連が「不動産コンサルタント問題の解決案」を了承したことから実施されたと聞いている。この問題については、全青税としても、日税連等へ不動産コンサルタント実施反対の要望書を提出した。税理士の5年、10年先の税務相談業務の状況は、大手の不動産会社との競争にさらされるであろう。また、これをきっかけとして、他業種からの圧力も強まろう。この問題は、税理士業務への死活的影響をはらんでいる。今、発言しなければ、さらに、日税連等に要求しなければ、不動産業者の実施する「不動産コンサルティング」業務実施に、私たちの意見が反映出来なくなってしまう。

親睦と勉強のみでは、私たちの生活を守つて行けない。勉強する目的は、依頼者からの業務需要に応えられるよう研鑽することにある。依頼者からの業務需要を人為的に減らしてしまえば、研鑽の対象がなくなってしまう。特に、資産税は、税理士にとって大事な分野である。職業を守ることは自分達でやる以外ない。だれもやってくれない。だから、私たちは主張する。自分たちのためにも後輩達のためにも主張する必要がある。

最後に

私が全青税の会長を務められたのは、会員皆様方の税理士制度を良くしていきたいという真摯な思いに励まされてです。大変ありがとうございました。今後は一員として青税のため、努力していきたいと思います。

この1年間をふりかえって

総務部長 勝 又 和 彦

第24回定時総会・仙台大会において、総務部長に選任されてから早いもので1年が過ぎようとしています。総務部長の職務の重大さを常に感じつつ、毎月の理事会の案内・議案内容の準備と検討・理事会資料の作成準備等をするだけで1年が過ぎた感じがします。ふりかえりますと、思い出すのは、反省点ばかりです。

毎月行われる理事会は、会務の執行に関する事項を審議する大切な会議です。議事運営が円滑に行われるために、事前に議長・議題提案担当部長又は委員長と綿密な打ち合わせが必要です。それを怠ったため、4時間の理事会で審議事項・報告事項の議題全部を終了することができなかつたことが度々ありました。長時間の会議となり出席理事の皆様に御迷惑をおかけ致しました。

全青税の活動内容を会員の皆様に報告する全青税だよりも、経費節約のため回数を減らす意図はありましたが、私の怠慢もあり2回しか発行することができませんでした。これにより、会員の皆様に全青税の活動状況の情報を提供できなかつたことを深く反省しております。毎月開催される理事会の審議内容・今後の行事予定・各単位青税の活動状況等を記載した全青税だよりを、毎月会員の皆様の手許に届くようにしなければダメだと痛感しております。又理事会の案内も多くの会員に通知することにより、1人でも多くの方が理事会に参加してもらう事も大切なことだと思います。

この様に反省点ばかりであり、理事の皆様・会員の皆様に対し、この誌面をお借りして深くお詫び申し上げます。

私自身にとっては、全青税の総務部長をやらせていただき大変プラスになりました。まず組織運営の難しさを学ぶことができました。全青税は、全国13の各単位青税と個人会員から構成されています。全国から寄せられる諸情報を整理し、一つの議案についてもいろいろな角度から検討、討議をして、その理事会で承認された事項に基づき行動しています。今年度も特に『税理士法改正問題に関する件』については、税理士法対策委員会を

4回開催し、理事会では、1991年11月16日刈谷西尾の理事会から、1992年4月5日の神奈川の理事会まで5回の討議を重ねて『税理士法改正に関する意見』がまとめられました。各理事真剣にこの問題を考え、活発に討論している姿を見ると、これこそ青税らしさであると感じました。また今年は、全青税の活動と各単位青税の活動についても勉強させられました。各単位青税との交流を深めお互いに理解し、協力して行かねばならないと感じました。そのためにも、組織部を中心に、組織拡大活動・各単位青税間の交流活動・懇親を深める行事・研修会等の開催が必要です。

全青税の理事会は、全国各地で開催されます。その都度各単位青税の会員の皆様には、理事会会場の予約・宿泊の手配・懇親会開催の準備と運営と数々の御協力をいただきました。この場をお借りして深く感謝・お礼申し上げます。各地へ行く機会にめぐまれ、多くの会員の方と知りあえ、情報交換等ができたことは、私にとり有意義なことでした。全国の会員の親睦を図るためにも、第25回の熊本大会に多くの会員が参加されることを期待致します。熊本大会については、熊本青税の高浜会長をはじめ多くの理事の皆様が、成功に向けて努力されていますのでよろしくお願ひ致します。

総務部長として、この熊本大会を成功させることが私の最後の仕事です。是非成功させたいと思っております。

一年間は、あっという間に過ぎてしまい、総務部長らしき仕事をしないうちにこの時期を向えてしました。この一年間私の至らない点を、カバーし、御協力いただきました理事の皆様に心よりお礼申し上げます。

一年間御協力・御指導誠にありがとうございました。



「監査基準及び準則」の改訂が 中小会社の監査問題に与える影響

商法対策委員会委員長 前 本 和 憲

1、はじめに

企業会計審議会は、平成3年5月31日に監査基準と監査報告準則を改訂した。そして平成3年12月26日に監査実施準則を改訂し、詳細な前文を加え、監査基準及び準則を公表した。この改訂は、私達税理士にとって、いわゆる会計調査人問題に大きな影響を与えるものと考えられる。よって、新しい監査基準及び準則の内容について検討するとともに、今後の中小会社の監査問題について考えてみることにした。

2、新しい監査基準及び準則

監査は本来公認会計士の領域であるので、いわゆる会計調査人問題に係りのある税理士に關係のある改訂内容は、次のようなものである。

①改訂は企業会計審議会の第三部会が行なったが、改訂作業を担当した委員の中には、数多くの公認会計士が参加し、ましてや部会長には公認会計士協会の前会長が就任していた。よって、今回の改訂は、公認会計士協会が中心となって行なわれた。

②監査実施準則五において、監査人は、重要な虚偽記載を看過してはならない旨が明記された。
③監査実施準則が純化されて、従来の「通常の監査手続（財務諸表項目の監査手続について定めたもの）」が削除された。そして、「通常実施すべき監査手続」という概念が導入された。

④「通常の監査手続」が削除されたことにより、今後、公認会計士協会が、自主規制機関として公正な監査慣行を踏まえ、公認会計士に対し遵守すべき具体的な監査手続の指針を示す役割を担うこととなった。

上記の改訂により、監査は、重要な虚偽記載を看過してはならないことが明確な目的となつた。これは、監査人が重要な虚偽記載を看過すれば、自動的に通常実施すべき監査手続を怠つたことになり、その責任が問われることになる。過去の粉

飾事件にあったように、事件が発生して、その対策として監査実施準則の通常の監査手続が改訂されてきた。現在の企業の活動の多様化に対して、将来予想される事件に対する手段を講じることは非常に困難である。今回の改訂は、監査実施における公認会計士及び協会の役割と責任を明確にしたものである。（従来、粉飾事件発生時に企業会計審議会〔国〕も受けていた監査実施に対する批判は、今後は公認会計士及び協会のみが受けることになる。）

3、監査基準及び準則の改訂が会計調査人制度に与える影響

昭和63年11月15日、日税連の調査基準案検討のための勉強会は「会計調査人調査要綱（試案）」を発表している。この調査要綱は、当時の監査基準及び準則をモデルとしており、「通常の監査手続」に対して「通常の調査手続」として、通常の監査手続より簡略な手続を定めていた。

今回の監査基準及び準則の改訂により、「監査人は重要な虚偽記載を看過してはならない」とする「正規の監査」より低く「一応の確からしさ」でもよいとする「調査」とはどのようなものになるのだろうか。

また、「通常の監査手続」の削除により、「正規の監査」より低く「一応の確からしさ」を検証する調査手続を構築することは非常に困難になった。

よって、会計調査人制度は「正規の監査」と同一レベルのものに必然的になつてしまふ。

4、公認会計士試験制度の改革

本年4月24日、公認会計士法が改正されて、優秀な人材確保を目的として、2次試験を中心に試験制度が改革された。今後、会計士試験の合格者の増加が予定されている。

また東京税理士界第425号によれば、自民党財政部会で会計監査に関する検討チームが設けられて、現行の商法特例法上の監査の資本金基準を1

億円以上に改正することを審議している。

よって、監査基準及び準則の改訂、会計士試験の合格者の増加、正規の監査対象会社の資本金基準の引き下げと、商法の監査問題に関する公認会計士側の攻勢が予想されることは確かであろう。

一方、日本税政連第274号によれば、会計士試験の改革において、ドイツのような税理士から公認会計士への移行試験を税理士会が要望していた。

5、おわりに

税理士界第1046号の法務省の大谷参事官の講演要旨によれば、本年秋ごろより中小会社の監査問題についての審議がはじまる。

監査基準及び準則の改訂により、監査実務の指針を示す役割は、企業会計審議会から公認会計士協会へ移った。試験改革による人材確保のめどもついたから、従来どおりの正規の監査拡大の立場

を公認会計士協会は変更しないのではないか。東京税理士界第425号によれば、商法特例法上の監査の資本金基準の引き下げは、大蔵省、法務省も連携して検討している。

よって、今秋より審議がはじまる商法の中小会社の監査問題は、正規の監査の拡大という、税理士及び中小会社にとって厳しいものになる可能性があることを考えておかなければならない。

最後に、税理士として、公認会計士協会が監査実務の重要な役割を企業会計審議会より引き継いだという重大なニュースを、会計調査人制度に対して積極的に取り組んでいる日税連から、会報にて知らされてない（会計士試験の改革については、詳細な報告がされていた）ことは、誠に残念なことである。



フラハティ教授訪日記念講演会

日時 1992年6月13日(土) 午後3時より

場所 東京税理士会館 4階会議室

講師 デービット・H・フラハティ教授

通訳 石村耕治朝日大学法学部教授

内容 「納税者番号制とプライバシー」

フラハティ教授は、カナダ・ウェスタンオンタリオ大学教授。プライバシー法、情報公開法の世界的権威。高度情報化社会における市民的自由、人権を保障するためのシステムや政府情報公開システムの研究がテーマ。



フラハティ教授講演会



フラハティ教授へプレゼント



フラハティ教授を囲んで

税理士会員権停止無効確認訴訟勉強会

—税理士会政治献金事件—

争訟対策委員会委員長 上田輝夫

7月7日午後5時30分より、JR中央線四谷駅前の主婦会館に於いて、当事者である牛島昭三税理士、及びその弁護団の浦田秀徳弁護士を招いて勉強会を開催した。当日は東京及びその近県より20名の会員の参加を得、熱心な質疑応答をもって8時30分に終了した。

さる1992年4月24日、福岡高裁では、熊本地裁の一審判決を取消して、南九州税理士会(以下「南九会」という)勝訴の判決が下された。

★事案の概要

一 本件決議

南九会は、昭和53年6月16日第22回定期総会において、「税理士法改正運動に要する特別資金とするため」として、全会員から特別会費5,000円を徴収する旨の決議がされた。決議の前提となつた議案において、その特別会費の使途については、「特別会費は全額南九各県税政へ会員数を考慮して配布する」とされていた。

二 被控訴人(牛島会員)の対応

被控訴人は、南九会の会員税理士であるが、本件決議は無効であるとし、本件決議による特別会費の納入を拒否している。

三 控訴人(南九会)が執った措置

南九会役員選任規則には、同会の役員選挙について、会員でありながら「選挙権及び被選挙権のないもの」として「会費を滞納している者」が掲げられているところから、南九会においては、昭和54年以降隔年ごとに行われている各役員選挙に当たり、被控訴人を選挙人名簿に載せないまま、すなわち、被控訴人は各役員選挙につき選挙及び被選挙権のないものとして手続を進め、各選挙を実施した。

四 被控訴人が本件決議は無効であるとする主な理由—控訴人との間の主要争点

① 税理士会は公的性の強い特殊公益法人であるから、税理士会が政治団体に寄附することは目的外行為として許されない。南九会各県税政



は、昭和50年7月の政治資金規正法の改正により政治献金の個別規制(22条の2)が強化されたのに伴い、政治献金のパイプ役を果たすために、昭和51年に相次いで設立された政治団体であり、しかも、選挙の都度、特定の候補者や政党に政治献金を行っている、中立性のない政治団体である。したがって、本件決議による特別会費を南九各県税政に提供することは、南九州税理士が政治団体に寄附をすることにはかならず、本件決議は同会の目的を逸脱する行為であり、無効である。

② 本件決議は、同会の税理士法改正運動に反対の意見を有する者に特定の主義や立場の支持を強制するばかりか、特定の候補者及び政党への寄附を強制するものである。したがって本件決議は、会員の思想、信条の自由を侵害するもので、公序良俗に反し、無効である。

五 被控訴人の請求

① 本件決議は無効であることを前提とし、特別会費5,000円の納入義務の存在しないことの確認を求める。

② 被控訴人が特別会費5,000円を納入しないことに對し控訴人の執った措置(事案の概要三)は違法である。しかも、その措置は、適正手続の保障もないままに執られたものである。これにより、被控訴人は、南九会における選挙権、被選挙権を停止され、思想、良心の自由を侵され、名譽をき損される等多大な精神的苦痛を受けた。控訴人に対し、不法行為による損害賠償

として、慰謝料等500万円余の支払を求める。

★ 主要争点等に対する福岡高裁の判断の要旨

一 主要争点①について

- 昭和53年当時施行されていた税理士法の規定、控訴人の会則等を検討すると、控訴人が税理士業務や税理士制度の改善を図り、必要とする税理士法の改正について関係機関、関係団体等に建議したり、働きかけるなどの活動をすることはもとより、その目的にそった活動をする団体が別に存在する場合、その団体に資金を寄附するなどしてその活動を助成することは、なお控訴人の目的の範囲内の行為と解される。南九各県税政の規約等によれば、南九各県税政は、そのような活動を推進することを存立の本来的目的とする団体であると認められる。なお、南九各県税政は、政治資金規正法にいう政治団体であることは明らかであるが、その政治活動は、税理士の社会的、経済的地位の向上、民主的税理士制度、租税制度の確立のためのものに限定されていて、それ以外の何らかの政治的主義、主張を標ぼうして活動するものではないから、これに対する寄附が控訴人の目的の範囲とする妨げにはならない。
- 非控訴人は、南九各県税政の活動の実態等からして、本件決議は特定の政党や政治家への政治献金を目的とするもので、控訴人の目的の範囲外であるとする。

しかしながら、南九各県税政設立の背景、経過、動機等にさかのぼり、また、ある団体がその意思決定について多数決制度を採用している場合であっても、その団体の性格、多数意見による活動の内容、性質と構成員に求められる協力の内容、程度、態様等との兼ね合いから、多数意見による活動に対する構成員の協力義務の範囲に限定を加える必要がある。

★ 福岡高裁判決の問題点

公益法人である税理士会が政党・政治家に政治献金してはならないこと、政治資金の拠出を会員に強制してはならないこと。この点では高裁も認めているのであって、我々がよく理解しておく必要がある。ただ、同判決は、「政治資金を流すトンネル政治団体を作り、その規約に大義名分を掲げておけばよい」とか「政治献金をするときは証拠を残さず、一度別の資金と混ぜて出所不明にしてから行ないなさい」という余りにも大きな抜け穴を用意した。このような理屈は、国民には知りえないところで授受され、一度贈収賄として発覚すれば秘書や妻のこととして言い逃れをされている政治献金や贈収賄の実態を無視するものである。また、税理士会の自治、民主化と会員の自由は納税者の権利擁護のために欠くことのできない前提であり、税理士法の観点からも改めて考へる必要がある。

なお、牛島税理士と弁護団は、5月6日最高裁に上告を行った。

市 民 講 座

名古屋青年税理士連盟

会長 後藤純志

私達名青税は「税理士による市民のための税金講座」を過去4回開催しております。その主旨としましては、税理士以外の一般の市民の方々に何等かのアクションが起こせないか、それによってより税理士という職業を理解してもらえないか、という事でした。

ただ初めての試みでもあり市民講座として今後も継続的に行なって行くのか、講師の選定は、又、名青税のPRを行なって行くのか、受講の対象者はどの範囲とするのか、いろいろな問題を解決しなければなりません。名支部長からは動員の問題も指摘

されました。

その結果として第1回という事もあり、とにかく開催してみようという事になりました。

以下具体的な内容をのべますが、当時消費税導入の時期でもあり、この税金を一般の主婦の方達に理解してもらおう、又税理士という職業も理解してもらおうという事で日時は平日の午前中としてスタートしました。今年で5回目を迎える訳ですが、当初の頃とは若干事情も変わって来ていますので今後見直さなければならぬ問題も有ると思いますが、継続して来た結果、マス

コミ等に対しても多少認知されて来ているという自負も有りますので出来るかぎり続けて行きたいと考えています。

第1回 「税理士による消費税市民講座」

昭和63年11月1日(火)、午前10時から12時まで、名古屋不二パークホテルで開催

テーマは、1、税の簡単な仕組について、2、消費税について、募集人員は120名を予定、参加人数は74名、(第1回という事もあり、名青税会員の奥様方の知人にも声を掛けてもらいました)、中部経済新聞に会員の努力により開催の記事を掲載する事が出来ました。又講演後アンケートにより講演内容、税理士とはという事で意見をのべてもらいました(アンケートは毎回実施しています)。回答者数39名

第2回 「税理士による市民のための税金講座」

平成元年11月7日(火) 午前10時から12時まで、場所は前回と同じ。

テーマは、1、遺産と税金、2、税理士制度の話、募集人員は120名を予定、参加人数は70名、(当日天候不順のため参加予定者の欠席有り)。日刊各新聞に開催記事を掲載、運営等についてはほぼ前回と同じでした。アンケートの回答者数46名

第3回 「税理士による市民のための税金講座」

平成2年10月3日(水)、午前10時から12時、東山会館(覚王山)。

テーマは「マイホームと税金」慣例としてメインテーマの前に“税理士とは”と称し、税理士に対してより理解していただくための時間を設定しております。又、今回は初めての試みとして個別無料相談を講演と並行して行ないました。募集人員は120名を予定、参

加人数は95名(内個別無料相談人数20名)。日刊新聞7社、テレビ局3社、ラジオ局3社(内ラジオ局一社については出演してPR)にて講演会のPRを行なった。アンケートの回答者数は57名

第4回 「青年税理士による市民のための税金講座」

平成3年11月12日(火) 午前10時15分より12時まで、名古屋通信会館

テーマは「さあ大変! 土地税制はこう変わる」募集人員は120名を予定、参加人数は68名(今回は個別無料相談は行ないませんでした)。マスコミ関係へのPR活動は前回とほぼ同じでした。アンケートの回答者数は42名

以上が過去4回実施した内容です。当初主婦対象という事で開催日時も平日の午前中、場所も名古屋の中心、内容も消費税という事で始めた市民講座でしたが、前にも述べましたが現在においては、出席される市民の方々の層もずいぶん変わってきました。一般マスコミの報道を聞いてあるいは見て参加される方も多少とも増えてきました。又会員の意見として本来この様な事は税理士会が行なうべきであるとする意見もあり、今後開催して行くためには解決すべき問題も多く有ると思います。

最後に

市民のためになる第5回の市民講座開催に向けて名青税も頑張って行きたいと考えておりますので、ご意見等ございましたら是非お聞かせいただきたいと思います。

(アンケート結果を掲載しておきますので参考にして下さい)

アンケート集計結果

「第3回税理士による市民のための税金講座」

平成2年10月3日(水)

アンケート配布枚数 72枚

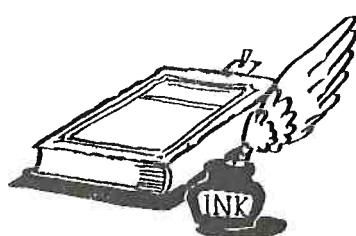
アンケート回収枚数 57枚(回収率79%)

主催: 名古屋青年税理士連盟

1. 「マイホームと税金」というテーマについて

A. 大変興味あるテーマだった。	43名
B. やや関心のあるテーマだった。	13名
C. もう少しテーマを考えて欲しい。	1名

D. その他	0名	C. 廃止すべきだ。	10名
		D. その他	2名
2. 話の内容について			
A. 難しそぎた。	1名	9. 税理士と税務署の違いについて	
B. 分かりやすくてちょうど良かった。	50名	A. ほとんど同じだと思う。	4名
C. 易しすぎるのでもう少し詳しくして欲しい。	2名	B. 全く立場が違うと思う。	41名
D. その他	4名	C. よく分からない。	9名
		D. その他	3名
3. 時間について			
A. もっと短く要領良くやった方が良い。	1名	10. ご意見・ご要望・ご感想等何でもお書き下さい。	
B. ちょうど適当であった。	33名	1. 説明が非常に分かりやすく、あっという間に時間が過ぎました。	
C. もう少し時間が欲しかった。	23名	2. できれば、話を聞いたあとに個別相談があると良いと思いました。	
D. その他	0名	3. 税金は、複雑なので順次説明してほしい。それには回数が必要かと思います。	
		4. 途中計算を含めた資料を元に説明してほしい。	
4. 会場について			
A. 大変感じが良かった。	41名	5. 白板（ホワイトボード）は、場所によつては見にくい事がある。	
B. まあまあ普通。	16名	6. 税理士の説明が長すぎた。もっと税金の内容が知りたかった。	
C. やや不満である。	0名	7. 税理士に相談に乗っていただいた時の手数料について、もう少し具体的に聞きたかった。	
D. その他	0名	8. 最も有利な方法を選ぶ事が必要ですが、税理士の方にまかせるのが一番安心だと思います。	
		9. 我国は、税金大国で、税体系が複雑多岐である。一生かかるてもマイホームがもてないのでどうして税金を徴収するのか。税金で給与を受けている人があまりにも多い。	
5. こういった催しについて			
A. もっとたくさんやって欲しい。	32名	10. 徴収した消費税の使途を明らかにすべきである。	
B. 年1回位で良い。	24名		
C. あまり必要がない。	1名		
D. その他	0名		
6. 税理士に対するイメージについて			
A. 身近なものに感じた。	37名		
B. 一般の社会人と同じ。	18名		
C. 別の世界の人に見えた。	1名		
D. その他	1名		
7. 税金について関心はありますか。			
A. 大いに関心があります。	35名		
B. やや関心があります。	21名		
C. あまり関心はない。	1名		
D. その他	0名		
8. 消費税について			
A. 今まで良い。	5名		
B. 見直しするべきだ。	40名		



オーストラリア視察旅行にあたって

視察団事務局長 平野信吾

全青オーストラリア視察団は、7月11日から8日間の日程で、オーストラリアの主要な3つの都市、シドニー、キャンベラ、メルボルンを訪問視察します。

視察の目的は、オーストラリア税制全般としてますが、特に視察の中心となるのは納税者番号制です。日本でも導入の動きがある中で、4年前に導入されたオーストラリアの制度を視察することは、大きな意味があります。青税の今後の活動に多少でも参考になれるような調査をして来るつもりです。また、昨年、全青税アメリカ・カナダ視察団が、アメリカとカナダの納税者番号制を視察して来ましたが、今回の視察はそれらと合わせて3部作をなすものです。

オーストラリアの納税者番号制が、アメリカ・カナダのそれと大きく異なるのは、番号の使用を、課税目的だけに限定した、本来の意味での納税者番号であるということです。(これは、日本の法源番号や個人事業者等の納税者番号に近いものです) 番号制は、大きく分けて、政府税調の答申にも出ていましたが、北欧型、アメリカ・カナダ型、イタリア型の3つのタイプがあります。オーストラリアはいわゆるイタリア型に属するものです。北欧型というのは、これはもう本当の国民総背番号制で、個人については出生の時に番号を付け、一生涯、すべてについて、その番号を使うものです。アメリカ・カナダ型は、個人については、社会保障・保険番号を使い、法人については課税庁が付番していくものです。これは、本来は国民背番号とは言えないのですが、他の行政機関や民間が、自由に番号を使用することによって、事实上の国民総背番号制と化してしまっているのです。

オーストラリアは、番号制を導入するにあたって、先輩であるアメリカやヨーロッパの制度を研究し、その長所短所も知りつくしているはずです。オーストラリア政府も、最初は、国民総背番号制である「オーストラリアカード」を提案しました。しかし、国民の反対にあい、今の制度になったという経緯があります。

番号制導入の前提条件として重要なのが、プライバシー保護と情報公開の制度です。もちろん、番号制のあるなしにかかわらず、それらは必要な制度です。全青税の「アメリカ・カナダ報告書」を読むと、つくづく日本が、情報公開後進国であることを感じます。

以上の問題については、朝日大学教授の石村耕治先生の著書「オーストラリアの納税者番号制とプライバシー」(日本税務研究センター発行)が大変参考になります。石村先生は、昨年、調査研究のためオーストラリアを訪問し、上記の本を執筆されました。今回、我々視察団のために、訪問先等をコーディネイトして下さり、視察期間中ずっと同行して下さいます。本当に幸運なことです。

オーストラリアの税務行政手続、いわゆる適正手続については、資料が乏しく、事前にあまり勉強できませんでした。現地では、できるだけ資料等も収集してこようと思います。オーストラリアでは、法人所得税と個人所得税の課税方式が、最近、相次いで、申告賦課納税方式から申告納税方式に変りました。そういう中で、税務調査の方法や手続が、どう变っていったかも興味のあるところです。

実体税制についても、オーストラリアは独特なところがあります。贈与税、相続税、キャピタルゲイン(譲渡所得)が原則的に非課税というのは、日本の税制に慣れた私には信じられない様な気がします。卸売段階でのみ課税される、一般売上税がありますが、非課税品目が多く、とても大型の間接税とは言えないものです。それが今、15%位の付加価値税を導入しようとする動きがあるということです。業者や消費者の反応も聞けたら、聞いてこようと思います。

以上、簡単ですが、出発前の抱負等を述べさせていただきました。レポートをご期待下さい。



業務改善を考える

業務改善委員会委員長 我妻憲利
文責・広報部長 岸生子

1992年7月1日 午後6時に、柏谷会長と、広報の私（岸）が、業務改善委員会の委員長の我妻憲利会員の事務所を訪問し、柏谷執行部の事業計画にあげられていた「事務所」について考えてみた。

1. 我妻会計事務所の概要

JR山手線大塚駅より歩いて3分ほどのビルの3階、男性5人、女性2人の従業員を抱え、（うち男性2人が税理士）開業13年め。

事務所は、広く、整然としていて、机の上などに資料がのったままにして帰所してはいけないとのこと。

2. 我妻会計事務所の基本方針

1. 我々は「納税者の眞の利益」を守ることを使命とし一貫した態度を堅持すること。
2. 我々は、職業専門家として不断の研鑽を重ね納税者のニーズを実践していくこと。
3. 我々は、業務上知りえた事については徹底して守秘義務を全うする。
4. 我々は、人間として真剣なお付き合いを旨とする。
5. 我々は、それぞれ目標をかかげ成功するまでやり抜くこと。
6. 我々は、自らの健康と明るい家族が全ての基本であることを自認し最大の努力をすること。

3. 所員の教育・コミュニケーション

「人間関係あっての仕事」「最初が肝心」、何事も積み重ねが大事という我妻会員の考えから、所員とのコミュニケーションを図るために、毎朝午前8時30分からの朝礼は欠かせないと言う。時間にすると15分間、その中で連絡事項・前日の報告（困ったこと、顧問先からの要望）・それに対する所長のコメント・研修（所員が継続している労働基準法、本の輪読その他）というもりだくさん

である。朝礼時の前日の報告、所員に書かせている「巡回監査報告書」を受け、顧問先に対し、タイムリーに対応し、問題は早めに解決する。またその対応についても、所長がやるのか所員がやるのかを判断し、「時機がずれると何の価値もない」という所長の言葉も聞けた。

事務所の中に、報（告）、連（絡）、相（談）のポスターもはられ、常に連絡・話し合いの場をつくり、顧問先の引越・冠婚葬祭・何か品物をもらった・ごちそうになったこと等どんなことでも聞こうとしているとのこと。所員教育のまづ最初は、あいさつからということである。



報・連・相のポスター

所長と所員が常に話し合いそして顧問先に対し行なっていく業務は、正確で「グレーゾーンはつくらない」ことで、税務調査があっても修正申告書は書かないような決算をするということで、顧問先にも理解されている。報・連・相こそが、納税者の権利を守っていく一つの方法だと、我妻先生の熱弁があった。

4. 事務所内の管理文書

私の事務所には、就業規則も賃金規則もないが、我妻会計事務所には、いつでも所員が見られるところにあり、その内容についても検討を行い、改正が行なわれていているということである。所員からは、「賃金規則を見ると元気が出ない」と言われるということだが、それがオープンになっていることは、所員にとって安心である。その内容について、広報にのせてもかまわないと我妻会

員に言っていただき、一部を公開させてもらった。

所員からの連絡事項の用紙、届けの用紙、また顧問先への依頼文書・就業規則等のひな型等もそろえてあり、所員・顧問先に対する管理も行き届いている。我妻会員の長い(?)経験からのものか、最初が肝心であり、私も今から心がけていくと思った。

5. 会計事務所のこれから

会計事務所の経営については、いろいろな考え方もあるが、採算の合わない仕事でもやらないことはならないし、収益は出ても企業のいいなりのことはできないし、「納税者の権利を守る」ことを大前提にすると、事務所の「経営」という点からみると、むずかしい部分もある。我妻会計事務所でも勤務税理士が2人いるわけだが、「税理士法人」「パートナーシップ」等の問題も考えているとのことである。また、事務所の事業承継の問題も、税理士の高齢化に伴いでてくる問題である。税理士の資格は一身上のものであり、何かあれば、従業員・その家族の生活にも影響がある。税理士法の改正ともからめ、税理士だけの問題ではなく、「納税者の権利を守る」という点も見のがしてはならない。

事務所の近代化ということは考えたとき、会計事務所自身が顧問先にはこれるだけの経営のノウハウ(予算管理・事業計画・従業員に対する教育・福利厚生等)をはたしてもらっているだろうか。税理士が、自分の事務所でも実践できないことを顧問先に要求しても説得力はないのではないか。私自身、税理士登録をして、何とか3年がすぎたところであり、顧問先も少しずつふえ、従業員も2人入れているが、経営者としての自覚はない。

就業規則より

我妻会計事務所

第一章 総 則

第2条 事務所は従業員の人格と自主性を尊重し、従業員はこの規則を誠実に守り、相互に協力して所業の発展に努めなければならない。

第二章 人 事

第14条 満55歳に達する従業員は、満55歳に達した月の末日をもって定年とする。
ただし、事務所が特に必要と認めた場合には、定年を延長することがある。
また、正式退所後、事情により事務所が

認めた場合には、再雇用することがある。

第三章 就業時間・休憩・休日および休暇

第22条 休日は、次のとおりとする。

3. 土曜日

第26条 従業員に対し年度(4月1日から3月31日まで)ごとに、前年度の全労働日(前年度の中途入所者については雇い入れ後の全労働日)の8割以上出勤した者に対して8労働日の年次有給休暇を与える。
2. 前年度末日現在において1年以上継続勤務し、年度の全労働日の8割以上出勤した者は1年を超える毎に1労働日を加算した年次有給休暇を与える。
ただし、その後日数は20日を限度とする。

第32条 特別休暇



我妻会員(事務所にて)

1. 結婚休暇
2. 配偶者出産休暇
3. 忌引休暇
4. 法要休暇
5. 災害休暇
6. 公用休暇
7. 国家試験受験日

第35条 従業員が遅刻した場合は、直ちにその事由を所定様式により届出なければならぬ。また、30分以上遅刻する場合は、あらかじめ電話で連絡をとらなければならぬ。
2. 当日午後1時以降に出所した場合は、遅刻とせず欠勤とみなす。
3. 従業員の責に帰することのできない事由により遅刻した場合で、証明があり、かつ、事務所が認めたものは、遅刻とみなさない。

第36条 当日正午12時以前に退所した場合は、早退とせず欠勤とみなす。

第39条 事前の届出をせず、しかも当日の午前8時30分から午前11時までに電話で連絡しないで欠勤した場合は、無断欠勤とする。

第40条 従業員は始業時間までに所定の手続を経て入所し、業務終了後は速やかに所定の手続を完了して退所しなければならない。

第七章 懲戒

第49条 次の各号の一に該当する行為があったときは、出勤停止とする。

2. 無断欠勤が連続2日又は月に2日以上に及んだとき

第50条 次の各号の一に該当する行為があったときは、懲戒解雇に処する。

3. 所命又は許可なくして他に就職し、又は自ら事業を営んだとき

第53条 従業員が故意又は重大な過失により事務所に損害を与えた場合には、懲戒処分に処するほか、損害賠償請求することがある。

第九章 福利厚生

第60条 事務所は、人間尊重の理念に基づき、福祉の基本理念として、次の目標を掲げその実現に努力する。

1. 豊かな生活の実現……物的欲求の充足

2. 生きがい、働きがいの充実…精神的欲求の充足

3. 不安のない生活保証……安心感の充足

第61条 事務所は、前条の基本課題の実現を目標とし、これを計画的・段階的に実現していく。

最後に、東京税理士会会員事務所職員綱紀規則(準則)を添付してある。

賃金規則より 我妻会計事務所

第一章 総則

第4条 賃金を次のとおり分類する。

1. 基本給

(1)年齢給

(2)経験給

2. 職能給

(1)管理 5,000~50,000

(2)専門 (実績) 5,000~100,000

(3)加給 (考課) 0~30,000

3. 諸手当

(1)時間外手当 (一般職)

(2)休日出勤手当 (一般職)

《別表第1》

年齢給表

年齢	高 校 卒 業	短大・専門学校卒	大 学 卒 業
18	140,000円		
19	142,500円		
20	145,000円	155,000円	
21	147,500円	157,500円	
22	150,000円	160,000円	180,000円
23	152,500円	162,500円	182,500円
24	155,000円	165,000円	185,000円
25	157,500円	167,500円	187,500円
26	161,000円	171,000円	191,000円
27	154,500円	174,500円	194,500円
28	168,000円	178,000円	198,000円
29	171,500円	181,500円	201,500円
30	175,000円	185,000円	205,000円
31	178,500円	188,500円	208,500円
32	182,500円	192,000円	212,000円
33	185,500円	195,500円	215,500円
34	189,000円	199,000円	219,000円
35	192,500円	202,500円	222,500円

(3)深夜作業手当 (一般職)	18歳～25歳・・・・・	2,500円
(4)資格手当	1,000～50,000	26歳～35歳・・・・・
(5)監査手当 (総合職)	5,000～20,000	36歳～40歳・・・・・
(6)職務手当	5,000～20,000	41歳～50歳・・・・・
(7)家族手当	5,000～20,000	(2)経験加算 (4月1日現在の勤続年数)
(8)住宅手当	10,000	入所1年～3年・・・・・
(9)通勤手当		入所4年～6年・・・・・
		入所7年～10年・・・・・

第二章 基本給

- 第10条 従業員雇い入れの際の基本初任給は、本人の学歴を勘案して別表第1に掲げる金額を支給する。
- 第11条 昇給は、基本給について行うものとする。
2. 昇給は、年1回とし、毎年4月に年齢及び経験に応じて次に掲げる金額を加算する。
- (1)年齢加算 (4月1日現在の満年齢)

第四章 諸手当

- 第17条 監査手当は、総合職について巡回担当の件数に応じて、次に掲げる金額を支給する。
- | | | |
|---------------|---------|---------|
| (1)監査件数 1件～5件 | 5,000円 | |
| (2) | 6件～10件 | 10,000円 |
| (3) | 11件～15件 | 15,000円 |
| (4) | 16件～20件 | 20,000円 |

《別表第2》

資格手当表

資 格 名	金 額	資 格 名	金 額
日商簿記 3級	1,000円	税理士 事業税	2,000円
日商簿記 2級	3,000円	税理士固定資産税	2,000円
日商簿記 1級	5,000円	税理士国税徴収法	2,000円
全経簿記 上級	5,000円	税理士 酒税	1,000円
税理士 簿記論	7,000円	税理士公認会計士	50,000円
税理士財務諸表論	7,000円	社会保険労務士	10,000円
税理士 法人税法	10,000円	中小企業診断士	10,000円
税理士 所得税法	10,000円	司法書士	10,000円
税理士 相続税法	10,000円	土地家屋調査士	10,000円
税理士 消費税法	5,000円	宅地建物取引主任	5,000円
税理士 住民税	2,000円	情報処理 1級	5,000円

個人会員が全青に期待すること

個人会員（山形） 池田孝司

私が青税を知ったのは、税理士試験受験者として、昭和55年の税理士法改悪反対運動を行っているときである。

改正法案阻止のため、国会の議員会館へ請願に行けば、いつも青税の会員がいた。税理士を志望していた自分にとっては、若く正義感あふれ、エネルギーッシュな青税の会員は、いつも頼もしく、そして憧れの的であった。

その後、生まれ故郷に帰って税理士となった私は、期待に胸ふくらませ青税の会員となった。(山形では青税の会組織がないので、個人会員となつた。)

私が青税に期待していたのは、職業に関連した情報を得ること。そして、その為に青税の仲間と一緒に勉強することであった。

しかし、全青税から届くものは忘れた頃に届く

会報のみであった。地方にいる者にとって、全国のそして中央からの情報は価値感のあるものである。

期待が大きかったせいか、当時は非常にガッカリした思い出がある。後で考えて見れば、会費は年間5,400円。これでは郵送料に消えてしまうのがあたりまえである。期待した自分の我がままを反省した。

青税の全国的規模の勉強会は、夏の総会での研修会、秋のシンポジウムがある。個人会員にとって、これらの勉強会は非常に魅力あるものである。夏の総会時の研修会は、その準備や設営に大変な苦労をされると思うが、是非続けてほしいと思う。

現在、全青税の中で、個人会員がどの地域に何名いるかは私には不明であり、それぞれの会員が全青税に期待するものは、各々違うものがあると思うが、やはりその一番は情報ではないかと思う。

全青税の情報は、正確かつスピード一で、その論評も適確である。税理士制度に関するもの、税法、商法等いずれをとっても、他の任意団体とはきわ立っている。

しかし、これらの情報が個人会員に伝わるのはその一部である。単位組織のある会員であれば、毎月開催される理事会での資料が紹介されるであろうが、理事でない個人会員には、こうした情報はまったく知る余地が無いのである。

個人会員の存在は、現在「点」ではあるが、数が増えれば「面」となり、いずれ単位組織の結成へとつながってゆく。

又、地方では一部ではあるが、ハッキリと物言う者は“左”的人間と誤解を受けることが多い。

☆編集後記☆

昨年の仙台大会で、広報部長を引き受けてからやっと1年、何とか、会員の皆様のご協力で大役から、解放されます。本当にありがとうございました。私の担当の4号めがこれで終わります。私自身、不慣れで、文章を書くのが苦手なのに、会員の皆様に助けていただきました。発行期日に追われながらの決算、決算をしながらの原稿集め、校正等、はじめての連続でした。

なお、前回の広報において、私の校正ミスがあ

青税は“過激的”だとか言われることも事実としてある。こうした誤解を解くには、青税の姿を正視してもらう方が最良かと思う。

私も微力ではあるが、全青税の出版物は必ず余分に買い入れ、これを青税の宣伝としている。実際に役立つものが多いので大きな宣伝力をもつし、青税を理解してもらうのに最良である。

そこで提案であるが、全青組織部に個人会員連絡係を設け、個人会員との連絡、情報交換を密にし、組織の充実、拡大に向けての活動をしてはどうかと思う。

そのひとつとして、まず同地域（例えば県単位で）の個人会員の存在を互いに個人会員に知らせ、連帯感をもってもらうこと。事実、私も数年前までは同県内に会員が存在することすら知らなかつた。

そのふたつとして、個人会員の会費は、年会費プラス連絡費用とすること。単位組織の会員の会費は、全青税の年会費分プラス単位組織の年会費分で構成されていると思う。それと同じものと理解してもらえば良いと思う。

最後に、全青からの協力である。現在でも実施している事であるが、未組織地域での理事会開催は大きな力となる。会議の内容はもちろんのこと、会議後の懇親会は、全青の会員、個人会員お互いに、それより身近なものに感じるものである。今後も続けてほしいと願うところである。

いろいろと全青への希望を述べたが、全国の個人会員の皆さん!! 皆さんも積極的に、全青の行事や活動に参加しましょう。一層、青税が楽しいものになると思います。

り、会員の皆様にご迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。最終ページのタイトルという、一番めだつところで、しかも、権利の「権」という文字の校正ミスなどという、大変恥ずかしいものでした。深くおわびいたします。

内容についても、タイムリーに、全国の会員の声を聞ければよかったですですが、そこまではいかなかった点を反省しています。

それでは、8月の熊本大会で全国の青税会員に会えることを楽しみにしています。

広報部長 岸 生子